

総社市告示第70号

総社市子育て支援短期利用事業実施要綱（平成17年総社市告示第32号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を，同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第9条 実施者は，事業の実施に当たっては，他の関連在宅福祉サービスとの十分な調整を行うとともに，児童相談所， <u>母子・父子自立支援員</u> ，民生委員児童委員，主任児童委員等の関係機関と十分な連携をとるものとする。	第9条 実施者は，事業の実施に当たっては，他の関連在宅福祉サービスとの十分な調整を行うとともに，児童相談所， <u>母子自立支援員</u> ，民生委員児童委員，主任児童委員等の関係機関と十分な連携をとるものとする。

附 則

この告示は，平成26年10月1日から施行する。